

# 日本政策金融公庫融資への利子補給の流れ

<対象> 新創業融資 / 環境・エネルギー対策資金 / 東日本大震災復興特別貸付 / 企業再建・事業承継支援資金

## 1 初めての申請 →書類取寄せ(11月)

お客様は、**事務局ホームページ**や窓口にて、必要書類を取寄せてください。

- ① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書【ダウンロード可】
- ② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書【ダウンロード可】

## 1 2回目以降の申請 →ご案内受取・書類取寄せ(11月)

事務局から、対象のお客様にご案内を送付します。お客様は**事務局ホームページ**や窓口にて、必要書類を取寄せてください。

- ① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書【ダウンロード可】
- ② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書【ダウンロード可】

## 2 申請手続き(12月)

お客様は、以下必要書類を、申請期間中に事務局に提出してください。(持参または郵送)  
※利子補給対象資金を複数ご利用されている場合は、実行された融資ごと(お支払額明細書の取引番号ごと)に申請が必要です。

法 人	個人事業主
① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書<事務局から取寄せ>【ダウンロード可】	
② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書<事務局から取寄せ>【ダウンロード可】	
③ 日本政策金融公庫発行の「お支払い額明細書」または「償還約定表」(コピー)<日本政策金融公庫で発行>	
④ 代表者の今年度(本申請を行う年度の納期到来分)の住民税納税証明書(コピー)<住民登録地の区市町村で発行> ※代表者が、前年と今年の1月1日現在、豊島区に住民登録があり、区が納税状況を確認することを承諾される場合は不要 ※非課税の場合は、今年度の住民税非課税証明書(コピー)	
⑤ 直近の法人都民税・法人事業税の納税証明書(コピー) <豊島都税事務所発行> ※非課税の場合は非課税証明書(コピー)を提出 ※初回決算期・申告期が未到来で課税されていない場合は不要	⑤ 直近の個人事業税の納税証明書(コピー) <豊島都税事務所発行> ※非課税の場合は不要(非課税証明書も不要)
⑥ 履歴事項全部証明書(コピー)<法務局豊島出張所で発行> ※発行日より3ヶ月以内のもの ※法人登記前は賃貸借契約書(コピー)	⑥ 税務署受付印のある直近の確定申告書(コピー) ※青色申告は決算書(コピー)を添付 ※その他の申告は収支内訳書を添付 ※初回確定申告前は開業届出書等(コピー)
<b>以下は「企業再建・事業承継支援資金」の利子補給を申請する方のみ提出</b>	
⑦ 直近1期分の決算書(コピー)	
⑧ 事業計画書(コピー)<お客様が作成し、日本政策金融公庫へ提出したもの> ※初めて「企業再建・事業承継支援資金」の利子補給を申請する方のみ提出	

## 3 書類審査(1~2月)

事務局は、ご提出いただいた書類を審査し、日本政策金融公庫へ利子支払実績を照会し、利子補給額の計算を行います。

## 4 利子補給の可否(3月)

- ・申請が認められた場合→決定通知を送付し、指定の口座へ入金します。(3月予定)
- ・申請が認められなかった場合→その旨通知します。

※【ダウンロード可】の書類は以下URLからダウンロードできます。

「としまビジサポ 融資あっせん 日本政策金融公庫」 [http://www.toshima-biz.com/02\\_yuushi\\_kiyu\\_kouko.html](http://www.toshima-biz.com/02_yuushi_kiyu_kouko.html)

事務局:としまビジネスサポートセンター

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 7F / Tel:03-5992-7022 / fax:03-5992-7023